

令和8年度福島県風力メンテナンス理解啓発及び 実践・技術向上基礎研修事業業務委託仕様書（案）

この仕様書は、福島県（以下、「発注者」という。）が「令和8年度福島県風力メンテナンス理解啓発及び実践・技術向上基礎研修事業業務委託」（以下、「本業務」という。）の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 本業務の趣旨及び概要

全国的に風力発電のO&M（運転管理・保守点検）人材が不足する中、県内風車の稼働率向上や安定的な運用を確保するためには、風車メンテナンス技師の育成が急務となっている。また、地元企業による風力O&M取引拡大のためには「実務経験」の存在が重要であるが、参入企業にとってそのハードルは高い。

全国トップクラスの陸上風力発電設備導入が見込まれる中、「再生可能エネルギー先駆けの地」を目指す本県においては、再生可能エネルギーの導入拡大と併せて、関連産業の育成・集積を積極的に推進しており、また、「福島新エネ社会構想」においては、学生から社会人まで含めた人材育成を展開するとともに、全国のO&M事業者の人材育成・輩出を視野に入れた風力発電設備のメンテナンスに必要な拠点形成を推進するとの方針が示されている。

本業務では、風力メンテナンスマーケットの拡大を見据え、技能を有していない県内の新規参入企業や異業種からの参入企業に対して、風力O&M分野への理解を深める取組（以下、「理解啓発事業」という。）及び風力O&M業務に関する実践的知識の習得並びに県内GW0認証施設と連携した実技中心の基礎研修（以下、「実践・技術向上基礎研修事業」）を行うことで、企業の経験獲得を後押しし、風力O&M人材の育成・確保につなげることを目的とする。

2 本業務の期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

3 委託業務内容

（1）理解啓発事業の立案・実施

風力O&M業務に必要とされる技能を有していない、または自社が風力O&M分野に参入可能か十分理解していない地元企業を主な対象とし、福島県内において、県内の風力O&M分野に関する理解啓発事業を立案し、実施すること。

実施にあたっては、県が設置する「福島県再生可能エネルギー関連産業推進研究会」の事務局を担うエネルギー・エージェンシーふくしまと協力して、風力関連商談会（マッチング）に向けた知識習得を目的とするセミナーを開

催し、発注側事業者と風力 O&M 分野の商談が可能なレベルの基礎知識習得を目指すこと。

なお、企画案は以下の項目を参考にすること。

- ア 風力発電業界についての理解を深める
 - ・再生可能エネルギーにおける風力発電の位置づけについて
 - ・風力発電業界の現状と将来展望に関すること
 - ・風力発電業界が就職先として選択する上での魅力に関すること
 - ・風力発電業界が求めている技術・サービス・製品・人材に関すること
- イ 風力メンテナンスに関わる上での必要な知識の習得
 - ・風力発電の仕組み、メンテナンスの必要性に関すること
 - ・風力メンテナンス業務の全般について
 - ・風力メンテナンスに関わる上での安全対策に関すること
 - ・風力発電の事故事例に関すること
- ウ 風力発電設備の長期的かつ安定的な運用に必要な知識の習得
 - ・風力発電所が完成するまでの建設工事全般について
 - ・保守で必要となる土木建設工事や受変電設備定期点検について
- エ 開催時期
契約締結日から令和8年10月末までの間に3回程度開催すること。
- オ 研修人数
各回5名以上を目安とし、延べ15名以上を目安とすること。
- カ 講師の選定

研修を実施する際、専門家として発電事業者、風力メーカー等へ講師を依頼する場合は、研修内容に応じて適切な人選を行うこと。

(2) 実践・技術向上基礎研修事業の立案・実施

異業種からの参入を目指す地元企業を主な対象として、福島県内において、風力 O&M 業務に必要な実践的な知識・技能の習得を目的とする研修を立案し、実施すること。

実施にあたっては、県内の GW0 認証施設と連携し、各企業が保有する既存の技術や技能が、風力 O&M 業務の中でどのように活用できるかを理解する機会を提供し、参入に向けた資質向上を図ること。

なお、企画案は以下の項目を参考にすること。

- ア 風力オペレーションを行う上での必要な実践的な知識の習得（想定内容は以下のとおりだが、これに限るものではない）
 - ・電気、機械、ボルト締め、油圧等、風力メンテナンス業務
 - ・電気事業法に係る受変電設備管理業務
 - ・風車ブレーキ検査・修繕業務

- ・ブレード検査・補修業務
- イ 風力オペレーションを行う上での必要な実践的な技能の習得（想定内容は以下のとおりだが、これに限るものではない）
 - ・電気、機械、ボルト締め、油圧等、風力メンテナンス業務
 - ・電気事業法に係る受変電設備管理業務
 - ・風車ブレーキ検査・修繕業務
 - ・ブレード検査・補修業務

ウ 開催時期

契約締結日から令和9年1月末までの間に、上記アの内容を含む実践研修、上記イの内容を含む技術向上基礎研修を各4回程度開催すること（併催も可能）。

オ 研修人数

各回5名以上を目安とし、延べ40名以上を目安とすること。

カ 講師の選定

研修を実施する際、専門家として発電事業者、風力メーカー等へ講師を依頼する場合は、研修内容に応じて適切な人選を行うこと。

(3) 追加業務

研修の実施に当たり、受注者が上記ア～カ以外で目的の達成に効果的と考える業務があれば、委託費の範囲内で提案を行うことができるものとする。

また、県が令和7年度に作成した「風力メンテナンス理解啓発学生向けパンフレット」及び令和8年度に更新予定の「風力メンテナンス教育用VR動画」の活用も図ること。

追って、本県の風力メンテナンス人材育成・技術開発の県内拠点化の促進に必要な業務について、県との協議の上で実施すること。

(4) 研修参加者等へのアンケート調査及び集計の実施

研修等実施後に、参加者へのアンケート調査等により、研修効果の測定を行うこと。アンケートの項目等については、委託契約後、受注者が作成し、両者協議の上、詳細を決定する。

(5) 広報

県内商工団体や産学官連携機関等（別紙の参考資料を参照）と連携し、効果的な広報宣伝を計画・実施すること。広報計画については、委託契約後、受注者が作成し、両者協議の上、詳細を決定する。

4 業務体制・著作権

(1) 業務体制

受注者は以下の内容を踏まえた体制で本業務に臨むこと。

ア 本業務に関わる責任者及び担当者については、指定された期日までに書面にて報告すること。また、本業務の趣旨・内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。

イ スケジュール管理を徹底するため、発注者との打ち合わせを密に実施すること。

(2) 著作権

ア 印刷物等において使用する素材等において、他者の著作権その他の権利が及ぶものの使用は可能な限り避けること。なお、これらを使用する際には、受注者において、二次利用可能なものについては権利者から事前に二次使用を含めた使用の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得るものとする。

イ 本業務により制作される成果物の著作権は発注者に属するものとし、成果品の構成材（写真やイラスト、動画等）については、受注者と協議の上、発注者が二次利用することができるものとする。

5 経費負担

本業務の実施に係る一切の経費は、本業務委託料で対応すること（施設利用料を含む）。

ただし、受注者の責めに帰す理由で発生したキャンセル料や遅延損害金等は本業務委託料の対象としない。

6 業務報告

受注者は、業務の遂行に当たり、本業務の着手又は完了後、速やかに次の書類を提出しなければならない。

(1) 委託業務着手届（別記第1号様式）

※委託業務着手届には、本業務の統括責任者を明示するとともに、本業務に係る実施工程表及び実施体制図を任意様式で添付すること。

(2) 委託業務完了届（別記第2号様式）

(3) 成果品

(4) その他、県が必要と認めるもの

7 成果品

受注者は、委託業務を完了したときは、指定された期日までに以下のものを成果品として発注者に提出しなければならない。

(1) 委託業務実績報告書（別記第3号様式）

(2) 委託業務実績書

委託業務実績書には、次の内容を盛り込むこと。

- ・理解啓発事業で使用したテキスト・教材等
- ・理解啓発事業の運営に関する内容
- ・参加者のアンケート集計、分析結果
- ・理解啓発事業の開催当日写真
- ・広報の実績（上記3（2）で使用した資料等）
- ・県HPに掲載可能な理解啓発事業の開催報告資料（パワーポイント等）
- ・その他発注者が必要と認めるもの

（3）収支報告書

なお、上記成果品は印刷物1部（A4版）及び電子媒体での提出を基本とし、内容及び体裁、形式等について予め県と協議すること。

8 契約に関する条件等

（1）機密保持

受注者は、本契約中に知り得た情報を他に漏洩してはならない。

（2）再委託について

ア 受注者は、本契約の全部又は一部を予め県の承認を得ることなく第三者に委託してはならない。

イ 再委託を承諾された場合であっても、受注者が負担する義務と同等の義務を当該再委託先に負わせるものとする。

9 受注者の責務

- （1）本業務に関するトラブル等に関しては、受注者が責任を持って対応すること。
- （2）本事業を通して知り得た個人情報については、他に漏洩してはならない。
- （3）個人情報については、他の目的で使用する事及び売買することを禁止する。
- （4）上記（2）及び（3）については、本事業の委託契約が終了した後も同様とする。
- （5）委託業者に関連する書類・領収書等は、委託事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

10 その他

本業務の実施にあたり、不明な点や変更点、本仕様に定めのない事項、疑義が生じたときは、発注者・受注者協議の上、決定するものとする。